

令和2年度第1回食の安全安心審議会

日時：令和2年7月10日（金）午後2時から午後4時まで

場所：徳島県庁 10階 大会議室

出席者：関澤会長、石本副会長、泉委員、加渡委員、内山委員、吉田委員、秋成委員、多田委員、藤村委員、福島委員、乃一委員、森本委員、山田委員、藤原委員、谷野委員、稲木委員、高橋（保子）委員

発言者

議事内容

事務局 ただいまから「令和2年度第1回 徳島県 食の安全安心審議会」を始めさせていただきます。開会にあたり、本審議会は、委員総数25名のうち、過半数の17名の方に御出席いただき、徳島県食の安全安心推進条例 施行規則 第9条第2項の規定により、本審議会が成立していることを御報告させていただきます。なお、関澤会長におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、インターネット回線によるウェブ会議での御参加をお願いしております。それでは、開会にあたりまして、瀬尾政策監から、御挨拶を申し上げます。

政策監 （挨拶）

事務局 続きまして本日ウェブ会議で御参加いただいております会長から一言お願いいたします。

会長 委員の皆さんこんにちは。県庁職員の皆様御苦勞様です。今日は大雨情報や警報が発令されていますが状況はどうでしょうか。委員の皆様におかれましては、足元の悪いなか御出席御苦勞様です。これまで審議会は会長が司会を務めてきましたが、本日は新型コロナウイルス感染症が感染拡大を継続する中で、やむを得ずウェブ会議となり、司会も石本副会長にお願いすることとなりました。よろしく願いいたします。

事務局 ありがとうございます。では、石本副会長に進行お願いすることといたしまして議事に移らせていただきます。石本副会長、よろしく願いいたします。

副会長 関澤会長に代わりまして司会をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。それでは議題1、2019年度徳島県食品衛生監視指導計画実施結果（案）につきまして事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局 （議事1「2019年度徳島県食品衛生監視指導計画実施結果（案）について」）

副会長 ただいま事務局の方から2019年度徳島県食品衛生監視指導計画実施結果（案）につきまして御説明がありました。このことにつきまして御質問、御意見などがございましたら御発言をお願いいたします。

委員 身近なことからお聞きしたいのですが、1番目に重要施設監視指導の実施状況について説明いただきました。年に2回以上、Aランクについて上から2番目の食肉処理業について、対象施設が10、監視目標数が20、監視指導施設数が26になっています。これは県下全体に26施設あるということですか。

事務局 この件につきまして、対象の施設として県下には10施設ございます。各施設2回以上の監視ということになっておりますので、目標が20となっております。

委員 わかりました。
6年も7年も前の話ですが、鳴門市の北灘町の宿毛谷で友達と外で立ち話をしていたら、前からハンターが二人きました。手を振っていたので、「何ですか。」と聞いたら、「イノシシを捕獲したのですが、重たくて、二人では運べないので、運ぶのを手伝ってほしい。」ということで、歩いて行ったら大きなイノシシがいて、ハンターの人もこんなに大きいのは初めて捕ったと言っていました。4人でかいて軽トラックに運びました。そこでハンターの方に、「自分で料理するのですか。」と聞いたら、「私達は捕るだけで料理は専門の方に頼みます。本職に頼まないとおいしくない。」と言っていました。
こんな話もあったので、今はその施設はどうなっているのか知りたいです。料理自体を指導しているのですか。

副会長 指導方法についての御質問です、お答えをお願いします。

事務局 まず、ここに示しています食肉処理業というのは、いわゆるジビエと呼ばれているシカやイノシシの肉を解体する場所になります。ハンターさんが捕られたシカやイノシシが、毛の付いた状態で持ち込まれるので、そこで衛生的に処理してくださいと、私たちは指導しています。牛、豚であれば、と畜場というところで衛生的に処理されているのですが、イノシシ、シカは食肉処理業という許可の中で処理されています。と畜場についてはO-157などの食中毒が発生して以降、大変厳しい基準ができています。同じように、ナイフを熱湯で消毒するなどの基準を、県の「阿波地美栄処理衛生管理ガイドライン」で規定しまして、処理する段階で食中毒菌がついてない状態にしてください、と指導しております。その後、飲食店等に買い取られて料理されています。

委員 それなら、ハンターさんはある程度お金はかかるのでしょうか。

事務局 それは各処理場が値段設定をしているところです。

委員 処理していただくのに、たくさんのお金がかかる、あまり儲からない。

事務局 森林であるとか、農作物被害もありますので、いわゆる奨励金を各役場などが出しながら、その奨励金のもとになるように、ジビエを解体処理して、それを販売することによってお金が回るようにと。

委員 罾に小さいのはかかっても大きな物は賢いのでかかりません。わかりました、ありがとうございました。

副会長 他にございますか。お願いします。

委員 16ページ、業種別の重要度別管理指導の実施状況で、この1年に1回以上、2年に1回以上、5年に1回以上という中で、飲食店での違反数が、全体の265のうち160ぐらいありますが、どういう理由、例があるのでしょうか。

事務局 違反については、大きくいくつかの種類がございます。施設基準、そして管理運営基準という事業者が営業を続けるにあたって守っていただくべき衛生上の措置が決められてございます。こういったものについて、監視の際確認等行うこととなります。例えば、施設に当初設置されていた客席用の手洗いが外されていれば、施設基

準違反になります。管理運営基準では、器具、設備の使い分け等が十分されていないこともあります。そういったことも多くあるかと思われます。

委員 ありがとうございます。

副会長 他にございませんでしょうか。はい、お願いします。

委員 先ほども新型コロナ感染症の話がございましたけれど、2月ぐらいにクルーズ船での感染から、原因がビュッフェなど、食事の提供場所における感染が多いということでした。2019年度の指導計画の報告ですけれども、それ以降、現在進行形で、ビュッフェとかテイクアウトもそうですが、新様式に対応する指導方法など、感染症のものと食中毒とかの線引きとか、このあたりの状況はどうなのでしょう。

副会長 新型コロナ感染症の指導等は含まれるのかということですが、お答えお願いいたします。

事務局 おっしゃられたように、食品衛生法の中では新型コロナ感染症対策は明示されていませんので、ビュッフェであるとか、あるいは回転寿司のようなところの飛沫に対して、法律的に何らかの対策をなさよといった規定はありません。それぞれ業種ごとに各業界がガイドライン等を作られている中で、飛沫対策も、各お店で工夫されながら対策されていると認識はしております。義務ではないので、お店によっては以前の形態で営業されているところもあるかとは思いますが、徐々に、お客さんの方がそういった店を選ばない流れになっていると考えております。

副会長 他にはございませんか。会長、何かございましたらよろしくお願いします。

会長 2019年度監視指導計画につきましては、保健所他、県庁職員また食品衛生協会のHACCPアドバイザー、栄養士会などの関係者の方々の御協力を得て監視目標数に対して2倍近い指導がなされる成果を収めてこられています。一点付け加えますと、新型コロナ感染症対策で政府の専門家会議が新たな生活様式を提案した中で、食事に対し飲食店での喫食よりもテイクアウト、デリバリーの利用が推奨されました。しかしこの場合に、調理してから喫食するまでの間に長時間常温にキープする可能性があり、厚労省の推奨する「つけない、増やさない、やっつける」という食品衛生三原則から見ると注意が必要になります。徳島県ホームページと左側に書かれた追加資料がありますが、御一読いただきまして、これら注意を守ることも事業者さんやまた消費者にとっても大事なことと思われるので、周知をよろしくお願いいたします。

副会長 会長ありがとうございます。それでは議題1はこれで終了させていただきます。つづきまして議題2、令和元年度徳島県食品表示適正化計画実施結果（案）につきまして事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局 （議事2「令和元年度徳島県食品表示適正化計画実施結果（案）について」
DVD上映）

副会長 ただいま令和元年度徳島県食品表示適正化計画実施結果（案）について説明がございました。このことにつきまして御質問御意見などがございましたらお願いいたします。

委員 昨年度県の御指導をいただきまして、栄養士会としては、ライフステージ別に栄養

成分表示の研修会を進めさせていただきました。業者さんが苦勞して栄養成分表示をしてくださっているのですが、それをやはり県民の健康にいかに関与つかということ、研修を通じて、より実感しました。大学生の研修会の中で、自分が食べる料理を選択するグループワークがあったのですが、その時に、ちょっと太めの男の子が野菜サラダを選んだ。その成分を見たら野菜サラダはエネルギーが少ないと思っていたのだが、ドレッシングやマヨネーズで相当エネルギーが上がっていたということで、自分は、野菜サラダは体にいいと思っていたけど、エネルギーが高いということを知ったという事例がありました。ですから私としては栄養成分表示をもっともっと県民の健康とどう結びつくかという研修を、これからもっと回数を増やしていただきたいと思います。それとお願いしたいのは自立する子供、高校生や大学生の食育は、食生活が非常に乱れてくる時期なので、その年代に対して食の情報は大事ではないかと思いました。食品表示ゼミナールは5回で満足というのではなくて、できたら全ての高校で1回はしていただけたらなと思っております。要望となりますけれども、よろしく願います。

副会長 大学生や高校生の若者に対する、食品表示、栄養成分表示の活用をはじめ、食育について、もう少し回数を増やしていったらどうかという御意見です。事務局いかがでしょうか。

事務局 栄養成分表示につきましては、今年4月から完全義務化されていますので、その必要性を考えつつ、新型コロナウイルス感染症蔓延防止対策のため、学校での開催がしづらい状況ではあるのですが、希望している小学校及び中学校から連絡が来おりますので、感染症対策をして開催していきたいと思っております。徳島県の糖尿病対策もありますので、徳島県にとっても栄養成分表示は非常に重要な表示事項になると思っております。それも踏まえてこれから周知活動を続けていけたらと思っております。

副会長 また徳島県の糖尿病の死亡率が第1位に返り咲いてしまったということで、よろしく願います。他に御意見ございませんでしょうか。はい願います。

委員 資料2「食品表示適正化計画数値目標及び実施結果」の「2食品関連事業者等が行う食品表示適正化の取組支援（1）自主管理体制の構築」において、事業目的は表示責任を自覚してもらおうということで、大切なことだと思います。表示をするのが自分だということ、自覚していない方が、少なからずいらっしゃるというのは、私たち販売店も感じております。その中で、食品表示制度講習会の受講者数を数値目標とされていますが、この計画では100人となっています。それに対し432人受講ということなので、少し目標が低かったのかなと思います。実際、講習会受講を断られた事業者さんもいらっしゃる聞いております。受講希望が多く注目されている中で、体制は整えていただきたいと思います。

副会長 ただいまの御意見につきまして、自主管理体制の食品表示制度講習会の目標数が少ないのではないかとということですがいかがでしょうか。

事務局 確かに100人は少ないようにも思います。参考にさせていただきます、改善をしていきたいと思っております。

副会長 他にありましたら、願います。

委員 先程の話で、事業者の皆様が食品表示に関する表示方法など、とても努力して表示していただいています。それに対して、私たち消費者も、表示が分からない人がたくさんいるので、先ほどの報告の中に学生向けの講習が多数あったのですが、もっと一般の消費者向けの講習を増やしていただきたいと思います。表示方法も変わ

ったりするので、もっとこの講習を受ける機会、勉強の機会を与えていただきたい
と思います。

副会長 本場に事業者の方が大変努力されている。努力を生かすためにもう少し一般の方の
講習会を増やしていただければという御意見ですが、いかがでしょう。

事務局 おっしゃられるとおり、事業者の方がいくら適正に表示をされても、選ぶ側の消費
者の方が見方を分からないのではどうしようもないので、出前講座もありますし、
子育て世代や、生活に余裕ができた退職された世代が、表示をより気にされるとい
うデータもありますので、その方々を中心に、先ほどもありましたが消費者向けや
事業者向けのどちらもバランスをとりながら、双方が有効に活用できるよう今年度
も頑張っていきたいと思います。

副会長 ありがとうございます。他にお願いいたします。

委員 先ほどの御意見もそうですが、こういった講習会は、予算も限られていて、開催回
数が限られると思いますので、講習会の内容をビデオで撮っておいて、徳島県チャ
ンネルのような、リアルじゃないけれどもオンラインでいつでも視聴できる環境を
作っておいたらどうかと思います。もちろんリアルでないとなかなかその実態は伝
えられないという内容でしたら、難しいかもしれないですが、参加できないという
方々のために、新型コロナウイルス感染症対策をいい機会として、オンラインでも視聴でき
るという環境を作ってみてはどうかと思います。

副会長 新型コロナウイルス感染症対策で大変人が集まるのもこれから難しいこともございます。

事務局 ウェブ講座について、小学生対象の講習会等、一部は手洗いの実習等がありますの
で難しいと思いますが、できる限りの講習会を、間に合えば今年中に、徳島のユー
チューブチャンネルにあげる予定としております。これから改めて広報させていただ
くと思います。WITH・コロナの時代でもありますので、その対策としては
有効だと思いますので前向きに検討したいと思います。

副会長 よろしいでしょうか。徳島新聞さんも講習会の内容など掲載していただいています
ね。またよろしくをお願いいたします。他に御意見ございませんでしょうか。はい。
お願いします。

委員 出前講座「知って得する食の安全」について御説明いただきましたが、窓口はどこ
になるのでしょうか。

事務局 食品表示制度や食品に関しての出前講座は安全衛生課で受け付けております。また
県庁では様々な出前講座が多種多様ありますので、御相談されたいと思います。

副会長 他に御意見ございませんでしょうか。はい、お願いいたします。

委員 子育て世代の保護者さんの理解促進に関しまして、私たち都道府県の代表は、2ヶ
月に1度ぐらい東京に会議で集まります。関係省庁の行政説明で、各省庁10～1
5分ずつぐらい説明に来られます。徳島県では、私共、県下郡市30人ほどの役員
会が2か月か3ヶ月に一度あり、先生の働き方改革等の説明に来られます。教育委
員会以外のこのような食品関係についても、お気軽にお声掛けいただいて、説明に
来て15～20分でも御説明いただければ、保護者さんに対して御説明できま
すし、知識をつけられ、県下にも伝わっていくかと思っておりますので、事務局の方に連絡
いただければと思います。

副会長 素晴らしい御提案を頂きましたので是非お知らせいただけたらと思います。それではお時間がございますのであのこれにつきまして会長から御意見をお願いいたします。

会長 御報告の中でも、講習会やリスクコミュニケーション等、徳島県らしい取り組みがされて素晴らしいと思いました。

副会長 それでは議事を進めさせていただきます。議題3の食品衛生法施行条例の改正につきまして事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局 (議事3「食品衛生法施行条例の改正について」)

副会長 ただいま事務局から食品衛生法施行条例の改正につきまして御説明がありました。このことにつきまして御質問、御意見などございましたらお願いします。

委員 例えば食肉製品では規格基準がそれぞれ決められていますが、営業許可業種、施設基準の見直しに伴って、規格基準の変更もありますでしょうか。

事務局 こちらにつきましては、あくまで施設基準の部分につきましてのみ改正ということで、食品そのものの規格基準と連動した改正は予定されておりません。

委員 ありがとうございます。

副会長 他にございますか。無いようでしたら会長お願いします。

会長 2年前の食品衛生法改正で営業施設基準の見直しなど新たな対応が必要とされています。飲食店や惣菜を販売するスーパーなどでは取り扱う食品の形態によって許可や届出がこれまでと大きく違ってくる場合もありますので、県庁の御指導と事業者さんの御理解が徹底されますよう、よろしくをお願いいたします。

副会長 続きまして議題4、徳島県食品表示の適正化等に関する条例の改正につきまして事務局から説明をお願いいたします。

事務局 (議事4「徳島県食品表示の適正化等に関する条例の改正について」)

副会長 ただいま事務局の方から徳島県食品表示の適正化等に関する条例の改正につきまして説明がございましたが、このことにつきまして御質問、御意見がありましたら御発言をお願いいたします。

委員 食品表示の適正化ということでございますけど、生椎茸について、徳島県は全国一の生産量を誇る大産地です。例えば、中国で種菌をブロックに植え付け、この菌床ブロックが日本へ冷凍輸入され、千葉県で椎茸を生やした場合、中国で1か月生産し、その後千葉県で2か月生産したら、生産の長いところを表示するというルールで、千葉県産の椎茸と表示されます。このことを消費者は知らないと思います。中国で作られたこの菌床ブロックが、ここ2、3年の間で約年間1万トンも入ってきて、国産として販売されています。それで、私ども卸業者、農家の方々、そして種菌メーカーの方々に、この表示の適正化を徹底してほしいと、種菌を植え付けたところが中国なら中国、徳島なら徳島、栽培したことが千葉県なら千葉県、徳島県なら徳島県というように、消費者にわかるようにして表示をしたらどうかということで、消費者庁へ答申をいたしました。今年3月27日に、消費者庁の方から食品表

示基準Q&Aということで、「国内で種菌を植え付けた場合は都道府県名を明記、外国で植え付けた場合は当該国名を表示することが望ましい」、というような、曖昧な見解をいただきました。望ましいということは、してもしなくても構わないということで、私たちは理解しました。今、消費者庁が徳島県庁に常駐されておりますので、是非、徳島の農家を守る、消費者の皆さんを守るという考えをもって、国名表示をするということを答申して頂きたいと思えます。この見解について、県の方々はどのようにお考えですか。

副会長 ただいまの御意見、御要望についていかがでしょうか。

事務局 法があつて条例がありますので、生産者なり販売者さんの貴重な御意見として今後
に生かしたいと考えています。

事務局 消費者庁は恒常的な機関として戦略本部が7月30日に県庁10階に常駐すること
になりました。お伺いの件につきましては、消費者を守るというのが、消費者行政
というようなことでございます。色々、やり方はあるかと思えますが、消費者の立
場に立った行政、県も国も一緒になって進めていきたいと考えております。

副会長 ほかに御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか、ではこれにつつま
しても会長よろしくお願ひいたします。

会長 食品表示の適正化について徳島県は先進的な取り組みをされてきましたが、食品衛
生法改正によってまた新しい対応が必要となってきます。消費者庁新未来創造戦略
本部が県庁におかれておりますので是非御協力いただき、県民の方にわかりやす
い、事業者の方にも勧めやすい消費者行政表示行政を進めて頂けるようよろしくお
願ひいたします。

副会長 全体を通じて委員の皆様で何かございませんでしょうか。

委員 種子法について、国の法律が変わって他県では独自の条例が制定されている県があ
るようですが、徳島県も県独自の条例が制定されるようにということで、署名運動
がありました。私たちも署名してくれと言われましたが、種子法についての正しい
知識がないので教えて欲しいなと思ひました。

副会長 種子法についてどなたか、お願ひいたします。

経営 主要農作物種子法ということでお伺ひしました。種子法自体はおっしゃるように廃
止になっております。元々種子法自体は、昭和27年に法律ができましたが、当時
は食糧増産のため、主要農産物のお米と麦、それから大豆につつまして、植える種
子を生産するというを都道府県に義務付けた法律です。それに基づいて、県が
種子の生産について携わってきました。法律が廃止になりまして、現在は「生産実
施要綱」で引き続き県の役割等を規定し、県の役割を果たしております。種子を生
産する上で法律が廃止になって変わったことはございませんので、お願ひしたいと
思ひます。

副会長 よろしいでしょうか他には何かございませんでしょうか。ないようでしたら事務局
の方にお返ひいたします。

事務局 長時間の御審議ありがとうございました。本日ウェブ会議で御参加いただきており
ます会長から一言お願ひいたします。

会長 石本副会長様と委員の皆様には音声の不調のために大変御迷惑をおかけしまして申し訳ありませんでした。無事オンライン会議を済ませることができ感謝しております。今回こういったことで新しい試みでしたが、リモート会議もこれから色々出てくると思います。今日御参加の委員の皆様には大雨注意報や警報も出ておりますしどうぞお気をつけてお帰りいただくようお願いいたします。活発な御審議どうもありがとうございました。

事務局 会長ありがとうございました。会長含め皆様には、ウェブ回線の接続不良等があり大変申し訳ありませんでした。御協力ありがとうございました。それでは審議会の終了にあたり瀬尾政策監から御挨拶を申し上げます。

政策監 (挨拶)

事務局 以上をもちまして令和2年度第1回徳島県食の安全安心審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。